

日弁連交通事故相談センター愛知県支部 産学官連携チーム
第2回 勉強会

EDRデータによる適正修理費の算出

担当：弁護士 高岡隼人

ゲスト：里 廉太郎（ボッシュ株式会社）



進行次第

1 EDRデータについて

- (1) EDRとは
- (2) 普及にあたっての課題

2 活用例

- (1) 多重追突事故
- (2) モラルリスク訴訟
- (3) 池袋事件

3 修理費査定への応用

- (1) 従来の協定手続き
- (2) EDRデータをどのように利用するか
- (3) 今後の展望



1 EDRデータについて

(1) EDR (Event Data Recorder) とは



1 EDRデータについて

(2) 普及にあたっての課題



2 活用例

(1) 多重追突事故

B車が前方のA車に追突した後（第1事故）、B車の後方のC車がB車に追突し、その勢いでB車がA車に追突（第二事故）。

争点：A車の後部・B車の前部の損傷に対する第一事故・第二事故の寄与度（C車がどこまで責任を負うのか）



2 活用例

(2) モラルリスク訴訟

- ・横浜地方裁判所令和2年12月10日判決（令和元年（ワ）第4119号）

誤ってガードレールに衝突したとする事故に関して保険金請求がなされた事案。

裁判所は、EDRデータから伺われる運転操作について、「このようなハンドル操作は、何らかの運転操作上のミスとしては説明し得ないものであって、意図的な運転操作があったことがわかるといわざるを得ない。また、アクセルペダル及びブレーキペダルの操作をみても、衝突の4.5秒前から2.55秒前まではアクセルペダルが操作され、そのうち衝突の3.55秒前と3.05秒前には100パーセントの踏み込みがされていたが、その後は衝突までブレーキペダルが操作されるに至っており、アクセルペダルが100パーセントまで踏み込まれている点と、アクセルペダルからブレーキペダルへの踏み変えが行われている点からは、やはり意図的な運転操作があったということがわかる場所である。」として、当該事故が故意によって生じたものであることが推認されると判断した。

※不正請求の動機があったか否かなど、他の事情についても考慮している。



2 活用例

(2) モラルリスク訴訟

- ・名古屋地方裁判所令和2年11月4日判決（令和元年（ワ）第1974号）

川の堤防道路から逸脱し、路外（堤防下）に設置してあるコンテナに衝突した事故に関して保険金請求がなされた事案。

裁判所は、滑落を開始してからブレーキ操作を試みたという供述があったものの、ブレーキ操作が行われた形跡はないなど、EDRデータから客観的に認められることが、保険金請求者の供述する事故態様と整合しないことを考慮して、保険金取得の目的で故意に発生させたものと推認することができる判断した。

※事故直前の保険契約の締結、経済的困窮など、他の事情についても考慮している。



2 活用例

(3) 池袋事件

(東京地方裁判所令和3年9月2日判決／令和2年(特わ)第203号)

普通乗用自動車を運転し交差点を通過する際ブレーキペダルと間違えてアクセルペダルを踏み込み続けた過失が認められ、自転車に乗った母子を死亡させたほか、9名の歩行者等に傷害を負わせた事件。

「被告人側は、被告人がブレーキペダルと間違えてアクセルペダルを踏み込み、そのままアクセルペダルを踏み続けたことはなく、自動車に何らかの突発的な異常が生じ、これによって被告人車両が加速し、暴走に至った可能性がある」と主張。



2 活用例

(3) 池袋事件

(東京地方裁判所令和3年9月2日判決／令和2年(特わ)第203号)

判決では、アクセルペダルとブレーキペダルをいずれも右足で踏んで操作し、これらを同時に踏み込むことはないということを前提に、①事故時、車両が加速していたこと、②ブレーキランプが点灯していなかったことから、被告人が本件事故時にアクセルペダルを踏み続けていたこと（すなわち、ブレーキペダルを踏んでいなかったこと）を推認させると判断した。

加えて、「フリーズフレームデータ（※）から認められる被告人車両の状態は、本件事故直前の時点で被告人がアクセルペダルを最大限まで踏み込んでいた一方で、ブレーキペダルを踏んでいなかったことを示しており、前記の各推認を客観的に補強するものといえる。」としている。

※車両の走行の重要部分において故障、異常又は特定の動作が検知された際の車両の各センサの状態・データを記録するもの



3 修理費査定への応用

(1) 従来の修理費用の確定手続

加害者に請求することができる修理費用は、原状回復のために必要かつ相当な費用。

指数×レバーレート

・指数：一定の修理作業を行うために要する標準的な作業時間

※自研センター「標準作業時間表」

・レバーレート：単位時間当たりの工賃（各修理工場にて決定）

※「事業所ごとに整備原価を的確に把握してレバーレートを設定し、適正な料金の算定に努めること」（昭56・11・24自整208の2）、「点検整備の作業料金を設定する場合には、自車のレバーレートと標準作業点数表等を活用し、的確な整備原価の把握に基づく適正な料金を算定すること」（平5・7・19自整172の2）



3 修理費査定への応用

(1) 従来の修理費用の確定手続

- ・協定：修理工場とアジャスターとの修理費用に関する合意

入力箇所の推定を行い、本件事故による修理箇所を定めて、レバーレートについても議論しながら修理金額について合意をしていく

⇒俗人的な交渉の賜物といえる。

EDRから取得されるデータが、協定のどの過程に入り込む余地があるのか？



3 修理費査定への応用

(2) EDRデータをどのように活用するか



3 修理費査定への応用

(3) 今後の展望

